

証券コード 7309
2026年3月6日
(電子提供措置の開始日 2026年2月27日)

株 主 各 位

大阪府堺市堺区老松町3丁77番地

株式会社シマノ

取締役社長 島野泰三

第119期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第119期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、電子提供措置事項をインターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

〈当社ウェブサイト〉

URL <https://www.shimano.com/jp/ir/shareholdermeeting.html>



※ 右のQRコードから当社ウェブサイトへアクセスできます。

〈東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）〉

URL <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※ 右のQRコードから東京証券取引所ウェブサイトへアクセスできます。

なお、東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）については、同ウェブサイトへアクセスの上、銘柄名（シマノ）又はコード（7309）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「株主総会招集通知/株主総会資料」の情報を閲覧ください。

当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月23日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2026年3月24日(火曜日) 午前10時(午前9時受付開始)
2. 場所 大阪府堺市堺区老松町3丁77番地
当社本社・Manufacturing Technology Center
(マニュファクチュアリング テクノロジー センター)
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 (1) 第119期(2025年1月1日から2025年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
(2) 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
＜会社提案(第1号議案から第4号議案まで)＞
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
＜株主提案(第5号議案)＞
第5号議案 自己株式取得の件
株主提案(第5号議案)の議案の要領は、「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

議決権行使についてのご案内

- (1) 郵送による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月23日(月曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。なお、各議案に賛否のご表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁及び4頁の【議決権行使についてのご案内】をご高覧の上、2026年3月23日(月曜日)午後5時までにご行使ください。
(留意点)
 - ・議決権行使書とインターネット等による方法の双方で議決権を重複して行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしします。
 - ・インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使とします。
 - ・当社は、株式会社ICJ(株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社)が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

以上

-
- ◎当日ご出席の株主様は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、前頁記載の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款に基づき、次に掲げる事項は本株主総会書面には記載していません。
 - ・事業報告 「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)及び当該体制の運用状況」
「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類 「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類 「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使 についてのご案内

当日ご出席を見合わされる場合

● 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2026年3月23日(月曜日)
午後5時到着分まで

● スマート行使及びインターネット等によるご行使



議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしてご行使ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限

2026年3月23日(月曜日)
午後5時行使分まで

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。資源節約のため本招集ご通知をご持参ください。

株主総会開催日時

2026年3月24日(火曜日)
午前10時
〔受付開始 午前9時〕

書面による議決権行使

※通常より郵送に時間を要する可能性がございますので、早めにご投函くださいますよう、ご協力お願い申し上げます。

● 議決権行使書のご記入方法

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

役員選任議案について
 全員賛成の場合 → 賛に○印
 全員反対の場合 → 否に○印
 一部候補者に反対の場合 → 賛に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

● 議決権行使書用紙記載にあたっての注意事項について

議案	賛	議案	賛
賛否表示欄	○	議案	○
	否	賛否表示欄	○

左記の例のように、議決権行使書用紙の賛否表示欄の賛・否の両方に○を記載してしまった場合は無効票になってしまいます。

誤って、賛・否の両方に○を記載してしまった場合は、左記のように、どちらか一方を抹消してくださいよう、お願いいたします。

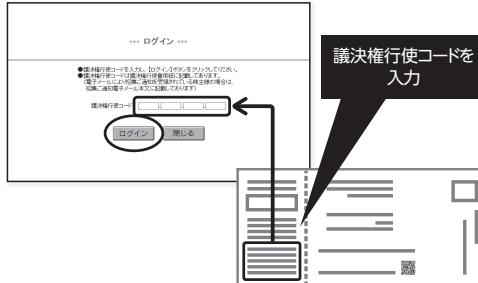
インターネットによるご行使

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

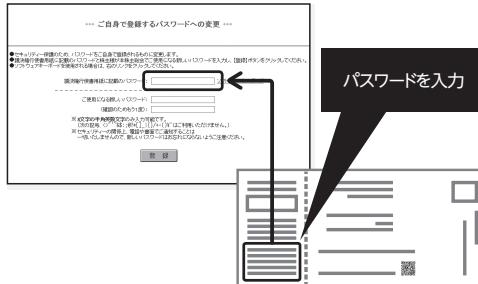
<https://www.web54.net>



② ログインする



③ パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株皆様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

(パソコン等の)
操作方法に関する
お問い合わせ先
について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
電話番号 0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

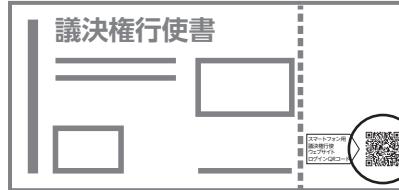
その他ご不明な
点に関する
お問い合わせ

① 証券会社に口座をお持ちの株皆様
お取引の証券会社までお問い合わせください。
② 証券会社に口座のない株皆様 (特別口座をお持ちの株皆様)
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号 0120-782-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後5時 土日祝日および12/31～1/3を除く)

スマートフォンによるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

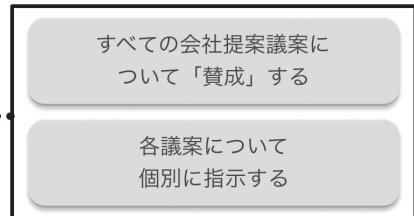
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 議決権行使ウェブサイトを開く

以降画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります (パソコンから、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。



株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針とし、引き続き配当の充実と、機動的な自社株買い継続により総還元性向50%を下限の目安とし、株主還元向上につとめます。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金は下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当として、1株につき169円50銭をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき339円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき169円50銭、総額 14,655,898,691円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月25日（水曜日）

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役のうち、島野容三、島野泰三、豊嶋敬、津崎祥博の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
①	<p>しまのようぞう 島野容三 (1948年11月12日生)</p> <p>男性</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席状況 13回/13回 (100%)</p>	<p>1974年3月 当社入社 1986年2月 当社取締役営業企画部長 1987年12月 当社取締役釣具国内営業部長 1990年9月 当社取締役釣具事業部長 1995年1月 当社代表取締役専務取締役 2001年3月 当社代表取締役社長 2021年3月 当社代表取締役会長兼CEO、現在に至る。</p> <p>(取締役候補者とした理由) 島野容三氏は、各事業部の責任者を歴任し、当社事業へ豊富な経験と高い知見を有しております。また、2001年から代表取締役社長として、2021年からは代表取締役会長兼CEOとして当社の経営を担い、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、当社の経営の意思決定機能及び業務執行に対する監督機能を果たすと考え、取締役候補者となりました。</p>	644,627株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
②	<p>しまのたいぞう 島野泰三 (1966年12月17日生)</p> <p>男性</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席状況 13回/13回 (100%)</p>	<p>1991年9月 当社入社 2004年7月 Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd. 副社長兼工場長 2006年4月 当社バイシクルコンポーネッツ事業部企画部長 2010年1月 当社釣具事業部長 2010年3月 当社取締役釣具事業部長 2016年3月 当社常務取締役釣具事業部長 2018年1月 当社常務取締役釣具事業部管掌兼バイシクルコンポーネッツ事業部企画担当 2019年1月 当社常務取締役バイシクルコンポーネッツ事業部長兼企画部長・管理部長 2019年3月 当社専務取締役バイシクルコンポーネッツ事業部長兼企画部長・管理部長 2019年7月 当社専務取締役バイシクルコンポーネッツ事業部長兼企画部長 2021年1月 当社専務取締役バイシクルコンポーネッツ事業部長 2021年3月 当社代表取締役社長、現在に至る。</p> <p>(取締役候補者とした理由) 島野泰三氏は、各事業部の責任者を歴任し、当社事業へ豊富な経験と高い知見を有しております。また、2021年からは代表取締役社長として、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、当社の経営の意思決定機能及び業務執行に対する監督機能を果たすと考え、取締役候補者としてしました。</p>	110,649株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
③	<p style="text-align: center;">とよしま たかし 豊 嶋 敬 (1956年6月12日生)</p> <p style="text-align: center;">男性</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>取締役会出席状況 12回/13回 (92%)</p>	<p>2001年10月 オリンパス光学工業株式会社映像システムカンパニー映像開発部長兼映像購買部長</p> <p>2002年4月 同社映像開発・購買本部長兼デザイン室長</p> <p>2002年10月 奥林巴斯香港中国有限公司董事 総経理</p> <p>2004年10月 オリンパスイメージング株式会社取締役映像購買本部長兼コンポーネント事業推進部長兼映像OEM調達部長</p> <p>2007年5月 当社入社 バイシクルコンポーネンツ事業部技術顧問</p> <p>2008年1月 当社バイシクルコンポーネンツ事業部システム開発部長</p> <p>2010年3月 当社取締役バイシクルコンポーネンツ事業部システム開発部長</p> <p>2016年3月 当社常務取締役技術担当</p> <p>2017年1月 当社常務取締役バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長兼SMA推進部長</p> <p>2018年1月 当社常務取締役バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長兼SMA推進部長兼商品開発部長</p> <p>2019年1月 当社常務取締役SDM推進本部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長</p> <p>2019年3月 当社専務取締役SDM推進本部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長</p> <p>2019年8月 当社専務取締役SDM推進本部長兼組立技術部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長</p> <p>2020年1月 当社専務取締役SDM推進本部長兼組立技術部長兼シマノ研究所長兼バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長</p> <p>2021年1月 当社専務取締役SDM推進本部長兼成型技術部長兼情報システム部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長</p> <p>2021年3月 当社代表取締役副社長、現在に至る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>豊嶋氏は、バイシクルコンポーネンツ事業部の開発部門等の責任者を歴任し、当社事業へ豊富な経験と高い知見を有しております。また、2021年からは代表取締役副社長として、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、当社の経営の意思決定機能及び業務執行に対する監督機能を果たすと考え、取締役候補者としてしました。</p> </div>	3,685株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
④	<p>つ ぎ き ま さ ひ ろ 津 崎 祥 博 (1956年5月12日生)</p> <p>男性</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席状況 13回/13回 (100%)</p>	<p>1980年3月 当社入社 2006年1月 当社広報室部長 2009年1月 当社管理本部広報・人材開発部長 2010年1月 当社管理本部広報部長兼人事部長 2010年3月 当社取締役管理本部広報部長兼人事部長 2016年3月 当社常務取締役管理本部人事・広報担当 2016年7月 当社常務取締役管理本部人事・広報担当兼広報部長 2018年1月 当社常務取締役管理本部人事・広報・総務担当兼広報部長 2018年3月 当社常務取締役管理本部広報部長兼人事部長・総務部・ライフスタイル ギア事業部管掌 2019年3月 当社常務取締役管理本部広報部長兼人事部長・総務部・ライフスタイル ギア事業部管掌兼内部監査室担当 2020年1月 当社常務取締役管理本部長兼広報部長兼ライフスタイル ギア事業部管掌兼内部監査室担当 2020年3月 当社専務取締役管理本部長 2022年1月 当社専務取締役SDA推進本部長 2022年3月 当社代表取締役副社長、現在に至る。</p> <p>(取締役候補者とした理由) 津崎祥博氏は、広報部、人事部及び総務部などの管理部門の責任者を歴任し、当事業へ豊富な経験と高い知見を有しております。また、2022年からは代表取締役副社長として、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、当社の経営の意思決定機能及び業務執行に対する監督機能を果たすと考え、取締役候補者としてしました。</p>	7,885株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害又は被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。
- なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役のうち、樽谷潔、野末佳奈子、橋本敏彦の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、大竹正浩及び三寺章敬の両氏は、新任の監査役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
①	<p>おお たけ まさ ひろ 大 竹 正 浩 (1963年1月11日生)</p> <p>男性</p> <p>新任</p>	<p>2014年10月 株式会社ハイコンサルティンググループ プリンシパル 2016年1月 当社入社 管理本部人事部長兼企画担当部長 2016年7月 当社管理本部人事部長 2018年3月 当社取締役管理本部人事部長 2020年1月 当社取締役管理本部人事部長兼総務部管掌 2022年1月 当社取締役コーポレートガバナンス統括部管掌 2022年3月 当社執行役員コーポレートガバナンス統括部管掌 2024年1月 当社執行役員グローバル内部監査管掌、現在に至る。</p> <p>(監査役候補者とした理由) 大竹正浩氏は、公認会計士としての職務経験を有し、当社では人事部門や内部監査部門を歴任し、財務・会計及び当社の内部監査体制に関する豊富な知識と経験を有しております。これらの知識と経験に基づき、監査役として当社経営への監督機能を果たすと考え、監査役候補者となりました。</p>	1,665株
②	<p>の ずえ かな こ 野 末 佳 奈 子 (1969年8月17日生)</p> <p>女性</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席状況 13回/13回 (100%) 監査役会出席状況 14回/14回 (100%)</p>	<p>2001年10月 弁護士登録 きっかわ法律事務所入所 2004年5月 野末法律事務所入所 2007年8月 辻中法律事務所入所、現在に至る。 2014年3月 当社監査役、現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況) 辻中法律事務所弁護士</p> <p>(社外監査役候補者とした理由) 野末佳奈子氏は、弁護士・社外取締役としての職務経験を有し、豊富な知識と経験を有しております。これらの知識と経験に基づき、社外監査役として当社経営への監督機能を果たすと考え、社外監査役候補者となりました。</p>	200株

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第117期定時株主総会において補欠監査役に選任された近藤公博氏により、本総会開始の時をもって補欠監査役を辞退したい旨の申し出がありましたので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>はし ちと とし ひこ 橋 本 敏 彦 (1954年1月29日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">男性</p>	<p>1977年4月 大蔵事務官任官 2012年7月 大阪国税局査察部次長 2013年7月 神戸税務署長 2014年8月 橋本税理士事務所開設、現在に至る。 2018年3月 当社監査役、現在に至る。 2018年6月 兵庫南農業協同組合員外監事、現在に至る。 2018年6月 株式会社加古川産業会館監査役、現在に至る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>(重要な兼職の状況) 橋本税理士事務所税理士 兵庫南農業協同組合員外監事 株式会社加古川産業会館監査役</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(補欠監査役候補者とした理由) 橋本敏彦氏は、神戸税務署長・税理士としての職務経験を有し、税務・会計に関する豊富な知識と経験を有しております。これらの知識と経験に基づき、監査役として当社経営への監督機能を果たすと考え、補欠の社外監査役候補者としてしました。</p> </div>	300株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 橋本敏彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害又は被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。なお、橋本敏彦氏が社外監査役として就任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

(社外監査役候補者に関する記載事項)

- (1) 橋本敏彦氏は、税理士の資格を有しており、その知識及び経験から、当社業務執行の適法性確保に極めて有益な方です。なお、同氏が所属する橋本税理士事務所と当社の間には、顧問契約等の取引関係はございません。
- (2) 橋本敏彦氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由に基づき、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断します。
- (3) 橋本敏彦氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終了の時をもって8年間であります。
- (4) 当社は、橋本敏彦氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
- (5) 橋本敏彦氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
- (6) 当社は、橋本敏彦氏が社外監査役在任中の2025年9月17日付で、公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法（現：中小受託取引適正化法）に基づく勧告を受けました。同氏は本事案が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。平素より法令遵守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該法令違反の事実判明後においては再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

【ご参考】社外役員の独立性判断基準

当社取締役会は、当社における社外取締役及び社外監査役（以下総称して、「社外役員」という。）の独立性の判断基準を以下のとおり定める。

- ①当社は、社外役員を以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に独立性を有するものとする。（※1）
1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者（※2）である者
 2. 当社を主要な取引先（※3）とする者又はその業務執行者である者
 3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
 4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
 5. 当社から役員報酬以外に、直近の事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
 7. 当社から直近の事業年度において1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
 8. 直近3事業年度において、上記1から7のいずれかに該当していた者
 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
 10. 当社又は子会社の業務執行者（ただし、使用人については重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
 11. 直近3事業年度において、当社又は子会社の業務執行者（ただし、使用人については重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
 12. 前各号のほか、当社と恒常的な利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
 13. 前各号のいずれかに該当する者であっても、人格、識見等に照らし、独立性を有する社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物がふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を、独立性を有する社外役員とすることができるものとする。
- ②本基準に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。

※1. 経済的かつ合理的に可能な範囲で調査を実施する。

※2. 「業務執行者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

①業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員

②業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者

③使用人

※3. 「主要な取引先」とは、直近の事業年度の年間連結売上高が2%を超える場合をいう。

【ご参考】当社の取締役のスキル・マトリックス（2026年3月24日 定時株主総会後の予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案のとおりすべてご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	企業経営/ 経営戦略	製造/技術/ 研究開発	マーケティング/ 営業	リスク管理/ 法務	人材 マネジメント	サステナビリティ	財務/ 会計	IT/ デジタル	グローバル
島野容三 男性	●	●	●		●				●
島野泰三 男性	●	●	●		●			●	●
豊嶋敬 男性		●			●			●	●
津崎祥博 男性			●	●	●	●			●
チアチンセン 男性		●					●		●
一條和生 男性 (社外)	●					●	●	●	●
勝丸充啓 男性 (社外)				●		●			●
榊原定征 男性 (社外)	●	●			●		●		●
和田浩美 女性 (社外)		●						●	●
江口あつみ 女性 (社外)		●				●			●

<株主提案（第5号議案）>

第5号議案は、株主様からのご提案によるものであります。

なお、提案を受けた議案の要領及び提案の理由は、誤字・脱字を含め原文のまま記載しております。

第5号議案 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数15,000,000株、取得価額の総額200,000,000,000円（但し、2026年1月1日から本定時株主総会日までに当社取締役会において自己株式の取得が決議された場合はその取得価額の総額を控除した額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社の自己資本比率は90%を超え、かつ純資産の過半が事業価値の創出に寄与しない「現預金」を中心とした純財務資産で構成されています。この極めて保守的な資本構成は、当社の自己資本利益率（ROE）を構造的に低迷させる要因となっています。

東京証券取引所が要請する「資本コストや株価を意識した経営」においては、バランスシートをベースとする資本コストや資本収益性を意識した経営が求められています。さらに、昨今のコーポレートガバナンス・コード改定の議論においても「保有現金の合理性」に対する説明責任の明確化等が取り上げられるなど、明確な使途のない余剰資金を漫然と滞留させることは、もはや資本規律の観点から看過できない経営課題と言えます。

当社は、株主還元策として総還元性向50%の下限設定や、2025年度より2年間で総額1,000億円規模の自己株式取得を掲げていますが、4,500億円を超える巨額の手元流動性に照らせば、当該施策のみでは過剰資本の構造的な解消には至りません。部分的な還元にとどまらず、より抜本的な資本構成の適正化こそが、企業価値の持続的な向上に不可欠です。

なお、当社は2025年9月末時点で約4,541億円にのぼる現預金を保有していることから、本提案による自己株式取得を実施したとしても、M&Aや研究開発、予期せぬリスクへの備えとして盤石な財務基盤を維持可能であり、財務的安全性への懸念は生じないと考えます。

○取締役会の意見

反対	当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。
----	------------------------

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

上記の基本方針の下、当社は、2025年12月期の期末配当金を前期より15円増配となる1株当たり169円50銭とすることを、会社提案である第1号議案として上程しております。当該議案が可決された場合、中間配当169円50銭を加えた2025年12月期の通期の1株当たりの配当金は前期より30円増配となる339円(配当性向は87%)となり、2021年12月期から5期連続の増配となります。なお、2026年12月期の通期の1株当たりの配当金は363円と更なる増配を予定しております。

加えて、当社は、重要な株主還元策の一つとして、2021年から継続して自己株式の取得と消却を進めております。当社は、2025年2月12日付「株主還元方針、自己株式の取得中止並びに新規の自己株式取得枠の設定に関するお知らせ」で公表しましたとおり、同日から約2年間で1,000億円程度を用途として自己株式取得を実施することを目指すとの方針（以下「本株主還元方針」といいます。）を掲げており、直近では、本株主還元方針に従って1年間で約500億円相当の自己株式を実際に取得しました。その結果、年間配当金を含む当社の2025年12月期の総還元性向は234%と非常に高い水準となっており、これに伴って、当社の自己資本は2024年12月期末時点の8,824億円から2025年12月期末時点の8,683億円へと、割合にして1年間で約2%減少するとともに、そのうち株価、金利及び為替の時価変動をはじめとする市況の影響を排除した株主資本については、2024年12月期末時点の7,154億円から2025年12月期末時点の6,706億円へと、割合にして1年間で約6%減少しております。当社は、基本的には減配をしない方針の下、引き続き累進的な配当の充実に加え、機動的な自己株式の取得・消却も実施することで、総還元性向50%を下限の目安とし、今後も株主還元努めてまいります。また、当社は、本株主還元方針に従い、2026年2月10日付「自己株式取得枠の設定に関するお知らせ」で公表しましたとおり、同月12日から2027年1月31日までを取得期間とする500億円の自己株式の取得枠（以下「2026年2月10日付自己株式取得枠」といいます。）を設定しており、500億円相当の自己株式取得による自己資本・株主資本の更なる圧縮を目指します。

他方で、当社は、成長投資と株主還元との最適なバランスを見定めたうえで、効率的なキャッシュ・アロケーションの実現を目指すべきであるとも考えております。当社の企業価値の更なる向上と成長のためには、開発型デジタル製造業として推進しているシモノデジタルマニュファクチャリングと、それを加速して圧倒的な品質を実現するための設備投資、生成AIを活用した製品開発及びフィジカルAIによる生産能力向上のための技術投資をはじめとする設備投資等（2025年12月期の設備投資額は463億円、研究開発費は163億円）が必要となります。それに加えて、従業員エンゲージメントの向上に資する賃上げや社員持株会奨励金の増額等の人的資本投資、当社事業に深くかかわる環境関連投資、自転車部品事業及び釣具事業の更なる技術革新・文化醸成に係るM&A等を含めた成長投資はもとより、安定的な事業運営と突発的な危機・リスク発生に備えた資金確保も重要であり、当社としては、機動的かつ効率的な成長投資をはじめとする効率的なキャッシュ・アロケーションの実現を中長期的な観点から継続的に行い、当社の企業価値ひいては株価を持続的に向上させることが株主の皆さまの利益に寄与するものと考えております。

当社は、かかる考えに基づき、2026年2月10日開催の当社取締役会において、「キャッシュ・アロケーション、資本効率向上の取組み（2025年実績・2026年予定_2026年2月公表）」を策定し、決算短信補足説明資料として公表いたしました。当社の2025年12月31日時点のPBR（株価純資産倍率）は1.65倍と、東京証券取引所のプライム市場に上場している同業他社の同月30日時点における平均PBR（輸送用機器・1.14倍）を相応に上回っておりますが、今後もさらなる向上を目指してまいります。

本株主提案は、取得価額の総額を（2026年2月10日付自己株式取得枠の総額500億円を含めて）2,000億円とする大規模な自己株式取得を、わずか1年という短期間で実施することを内容とするものです。しかし、このような2,000億円という、当社の2025年12月期における連結純利益340億円の6倍近くにも上る巨額の自己株式取得を、わずか1年という短期間で実施することは、当社の企業価値向上のために必要な成長投資の余地を狭め、大きく変革する自転車・釣具ビジネスへの対応力を損なうのみならず、突発的な危機・リスク（自然災害、感染症、地政学、通商・関税政策、サイバーセキュリティ等）が生じた際における当社のレジリエンスを不必要に低下させるものと考えております。その結果、当社が相応に高い市場シェアを持つ自転車・釣具のサプライチェーン全体に支障が生じ、不安定となることが懸念されます。特に自転車業界においては、想定外の事態が生じて完成車の需給バランスが崩れた際に当社が調整弁の役割を担うことで業界全体への悪影響を最小限に留める必要があるため、一定額の現金及び預金を保有して財務健全性を保つこととしております。実際に、2021年から2022年頃までのコロナ禍における完成車の需要増の反動として生じた需要減及び市場在庫の調整局面においては、業界全体への悪影響を軽減すべく、当社の顧客からの注文キャンセルの受付を含めた柔軟な対応を行うことで業界全体を下支えてまいりました。このような役割を当社が果たすことは、当社が業界内における信頼を確保するとともに市場を安定させることに繋がるもので、ひいては当社の新たな成長基盤の礎になり、その結果として、業界内における当社の高い市場シェアの一因となっていると考えております。仮に、本株主提案のような大規模な自己株式取得を短期間で実施した場合には、当社が上記のような調整弁の役割を担うことができるだけの経営体力を失い、ひいては業界内における当社の信頼や成長基盤、高い市場シェアが脅かされることにも繋がりがかねないと危惧しております。また、本株主提案は、その提案の理由において、当社が保有する現金及び預金の額について言及していますが、成長投資と積極的な株主還元の実施により、当社の保有する現金及び預金の額は2024年12月期末と比較して567億円（約11%）減少しております。さらに、当社が2026年2月10日に決算短信補足資料として公表した「キャッシュの考え方（2026年2月公表）」のとおり、2025年12月期末における当社の連結貸借対照表上の現金及び預金の額は、コロナ禍前の2020年12月期末に比べて約1,700億円増加しているものの、そのうち約1,200億円は、昨今の円安の進行により生じている外貨建て現金及び預金の円換算における為替の影響であり、ドル・ユーロ等の各現地通貨ベースで見れば現金及び預金の増加額は限定的であることも加味する必要があるため、円換算された貸借対照表上の現金及び預金の額が増加していることをもって、当社の現金及び預金が過剰に積み上がっていると直ちに評価すべきではないと考えております。なお、2025年末のキャッシュ残高については、運転資金1,700億円以上、成長投資1,300億円以上、コンティンジェンシー1,200億円以上、株主還元500億円という内訳を用途として想定しており、現在の保有額は妥当なものと考えております。

当社としては、以上を踏まえて、2026年2月10日付自己株式取得枠として500億円の取得枠を設定しており、2026年2月10日付自己株式取得枠に基づく自己株式取得を着実に実行することにより自己資本・株主資本の更なる圧縮を目指すのが妥当であると考えております。

以上より、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以上

事業報告

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におきましては、世界経済は緩やかな回復基調を辿ったものの、各国の通商政策や国際紛争の長期化などの地政学リスクの高まりから、足許の景気に不透明感が生じ、景気の先行きに対する慎重な見方が継続しました。

欧州では、安定した雇用・所得環境や物価が個人消費を下支えし、景気は緩やかに回復しました。

米国では、関税政策の影響による物価上昇や労働市場の鈍化から消費者マインドが冷え込み、底堅く推移していた景気は足踏み状態となりました。

中国では、長引く不動産不況や個人消費の低迷により、景気は弱含みで推移しました。

日本では、食料価格の高騰が一服し、所得環境の改善や金融緩和の継続も手伝い、景気は緩やかな回復を維持しました。

このような環境の下、自転車、釣具への需要は引き続き弱含みであり、当連結会計年度における売上高は466,243百万円（前年同期比3.4%増）、営業利益は51,677百万円（前年同期比20.6%減）、経常利益は47,029百万円（前年同期比52.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は33,991百万円（前年同期比55.5%減）となりました。

報告セグメント別の概況

自転車部品

長期的なトレンドとして自転車への高い関心が続くなか、地域による濃淡はありつつも、全体として緩やかに市場在庫の調整が進展しました。

海外市場においては、欧州市場では、安定した天候から完成車の店頭販売は堅調だったものの、市場在庫はやや高めの水準で推移しました。

北米市場では、経済の不確実性から完成車の店頭販売は弱含みで推移した一方で、市場在庫は適正水準を維持しました。

アジア・中南米市場においては、個人消費の弱含みにより完成車の店頭販売はやや低調に推移したものの、市場在庫は概ね適正水準を維持しました。一方、中国市場では、スポーツサイクリングへの関心自体は底堅かったものの、ロードバイクの需要が落ち着きを見せ、店頭販売に力強さを欠き、市場在庫は高い水準で推移しました。

オセアニア市場では、当初弱含みだった店頭販売は堅調に推移し、市場在庫も適正レベルを維持しました。

日本市場においては、完成車価格の高騰の影響により、店頭販売は引き続き低調だったものの、市場在庫は適正水準で推移しました。

このような市況の下、刷新したマウンテンバイク向けコンポーネントの最高峰モデル「XTR」をはじめ、「DEORE XT」、「DEORE」の3シリーズや、自己発電で動作する自動変速機能を備えた「Q'AUTO」に対して高い評価をいただきました。

この結果、当セグメントの売上高は354,972百万円（前年同期比2.7%増）、営業利益は42,841百万円（前年同期比20.9%減）となりました。

釣具

釣具への関心が継続するなか、海外市場を中心に販売は底堅く推移し、市場在庫は概ね適正水準まで改善しました。

日本市場においては、市場在庫の調整は進捗したものの、物価高や猛暑の影響から個人消費が低迷し、販売は弱含みで推移しました。

海外市場においては、北米市場では、年間を通じて西海岸および北東部を中心にオフショア釣況が良好で、販売は堅調に推移し、市場在庫は適正レベルを維持しました。

欧州市場では、安定した天候から販売は堅調で、市場在庫は適正水準で推移しました。

アジア市場では、中国市場を中心とした高価格帯リールの需要を背景に販売は堅調となり、市場在庫の調整が進展しました。

豪州市場では、安定した天候と好調なオフショア釣況に支えられ販売は堅調で、市場在庫は適正な水準で推移しました。

このような市況の下、新製品のスピニングリール「STELLA SW」やベイトリール「ANTARES」が高い評価を受けるとともに、最高級モデルのバスロッド「POISON ULTIMA」などの製品に多くのご注文をいただきました。

この結果、当セグメントの売上高は110,832百万円（前年同期比5.6%増）、営業利益は8,865百万円（前年同期比18.9%減）となりました。

その他

当セグメントの売上高は439百万円（前年同期比2.3%減）、営業損失は29百万円（前年同期は営業損失1百万円）となりました。

①セグメント別売上高

区分	前連結会計年度 (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)		当連結会計年度 (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)		前年同期比 (△は減少)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
自 転 車 部 品	百万円 345,553	% 76.6	百万円 354,972	% 76.1	百万円 9,418	% 2.7
釣 具	104,990	23.3	110,832	23.8	5,841	5.6
そ の 他	449	0.1	439	0.1	△10	△2.3
合 計	450,993	100.0	466,243	100.0	15,249	3.4

②セグメント別の状況

1.セグメント別売上高の推移

区分	第116期	第117期	第118期	第119期
	2022年1月1日から 2022年12月31日まで	2023年1月1日から 2023年12月31日まで	2024年1月1日から 2024年12月31日まで	2025年1月1日から 2025年12月31日まで
自 転 車 部 品 (百万円)	517,436	364,679	345,553	354,972
釣 具 (百万円)	110,993	109,225	104,990	110,832
そ の 他 (百万円)	479	457	449	439

2.セグメント別営業利益の推移

区分	第116期	第117期	第118期	第119期
	2022年1月1日から 2022年12月31日まで	2023年1月1日から 2023年12月31日まで	2024年1月1日から 2024年12月31日まで	2025年1月1日から 2025年12月31日まで
自 転 車 部 品 (百万円)	144,994	65,251	54,157	42,841
釣 具 (百万円)	24,163	18,413	10,929	8,865
そ の 他 (百万円)	1	△11	△1	△29

(注) △は営業損失であります。

3.地域別売上高の推移

区分	第116期	第117期	第118期	第119期
	2022年1月1日から 2022年12月31日まで	2023年1月1日から 2023年12月31日まで	2024年1月1日から 2024年12月31日まで	2025年1月1日から 2025年12月31日まで
日 本 (百万円)	54,383	48,713	41,448	42,341
北 米 (百万円)	57,643	44,679	46,870	48,423
ヨ ー ロ ッ パ (百万円)	299,934	198,432	160,625	206,403
ア ジ ア (百万円)	191,479	159,150	178,995	145,686
その他の地域 (百万円)	25,468	23,386	23,053	23,388

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 設備投資等の状況及び資金調達状況

当連結会計年度は、製品開発力の強化、生産能力の増強及び生産効率の向上を目的として、総額46,322百万円の設備投資を実施しました。セグメント別では、自転車部品22,087百万円、釣具5,052百万円、その他28百万円、全社（共通）19,154百万円であります。この所要資金は自己資金でまかなっております。

区分	第116期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	第117期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第118期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで	第119期 2025年1月1日から 2025年12月31日まで
自転車部品(百万円)	19,209	21,822	25,715	22,087
釣具(百万円)	5,582	3,153	7,546	5,052
その他(百万円)	2	0	14	28
全社(共通)(百万円)	2,968	6,379	11,405	19,154
合計(百万円)	27,762	31,356	44,682	46,322

(注) 全社（共通）として記載されている設備投資額は、管理部門に係るものであります。

(3) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第116期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	第117期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第118期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで	第119期 2025年1月1日から 2025年12月31日まで
売上高(百万円)	628,909	474,362	450,993	466,243
営業利益(百万円)	169,158	83,653	65,085	51,677
経常利益(百万円)	176,568	103,369	98,674	47,029
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	128,178	61,142	76,329	33,991
1株当たり当期純利益	1,408円22銭	676円77銭	853円36銭	388円17銭
純資産(百万円)	741,095	802,396	883,613	869,501
総資産(百万円)	826,413	871,731	958,953	938,250

②当社の財産及び損益の状況

区分	第116期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	第117期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第118期 2024年1月1日から 2024年12月31日まで	第119期 2025年1月1日から 2025年12月31日まで
売上高(百万円)	368,070	284,739	255,297	276,467
営業利益(百万円)	75,017	38,731	28,579	26,083
経常利益(百万円)	85,199	64,504	103,227	132,027
当期純利益(百万円)	63,920	40,475	94,110	129,841
1株当たり当期純利益	702円25銭	448円00銭	1,052円15銭	1,482円77銭
純資産(百万円)	209,751	211,469	259,952	313,582
総資産(百万円)	268,115	250,664	300,992	348,121

(注) 上記①及び②に記載されている1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数につきましては、自己株式を控除して算出しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済は底堅い成長が期待されるものの、各国の政策動向や国際情勢の不安定化に伴う地政学リスクの動向等により景気が左右されることが予想されます。

欧州では、物価の安定と個人消費の回復を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移することが見込まれます。

米国では、国際情勢の不確実性が増すなか、景気先行きの不透明感が強まり、底堅かった景気への影響が懸念されます。

中国では、不動産不況や失業率の高止まりが継続することで、景気は弱含みで推移することが見込まれます。

日本では、雇用・所得環境の改善や政府の社会政策が内需を下支えし、緩やかな景気回復が見込まれるものの、経済政策の方向性により影響を受ける可能性があります。

このような経営環境のなか、当社は自転車や釣具に対する需要動向を注視しつつ、日本発の「開発型デジタル製造業」として、お客様の視点にそった高品位で魅力的な「こころ躍る製品」を提供することに加え、企業と社会の共有価値を創造し続ける「価値創造企業」として、一步一步、前進していくことが大切であると考えております。長期的な視点に立ち、より豊かで、新たな自転車文化、釣り文化の創造を念頭に置き、経営効率のさらなる向上を図り、サステナブルな成長を目指してまいります。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント

セグメントの名称	主要な事業内容
自 転 車 部 品	変速機等の駆動用部品、ブレーキ等の制動用部品、その他の自転車部品、関連用品の製造・販売
釣 具	リール、ロッド、フィッシングギアの製造・販売
そ の 他	ロウイング関連用品等の製造・販売

(6) 企業集団の主要拠点等

①当社の主要拠点

本 社		大阪府堺市堺区老松町3丁77番地
工 場	本社工場	大阪府堺市堺区
	下関工場	山口県下関市
開 発 拠 点	東京オフィス	東京都中央区
営 業 所	東京営業所	東京都大田区
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中川区
	大阪営業所	大阪府堺市堺区
	中四国営業所	岡山県岡山市南区
	九州営業所	佐賀県鳥栖市

②子会社の主要拠点

国内	シマノセールス株式会社	大阪府堺市堺区
	シマノ熊本株式会社	熊本県山鹿市
海外	Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール
	Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア
	Shimano Europe B.V.	オランダ
	Shimano North America Holding, Inc.	アメリカ
	Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.	中国
	Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.	中国

(7) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	
自転車部品	6,633名	(1,920名)
釣具	2,619名	(1,063名)
その他	257名	(36名)
全社(共通)	733名	(114名)
合計	10,242名	(3,133名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	S\$65,994千	100%	自転車部品製造、販売及び釣具販売並びにアジア製造子会社の統括
Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	RM18,000千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売並びに釣具製造
Shimano Europe B.V.	EUR5,148千	100%	自転車部品及び釣具販売並びに欧州販売子会社の統括
Shimano North America Holding, Inc.	US\$14,000千	99%	自転車部品及び釣具販売並びに北米販売子会社の統括
Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.	US\$34,500千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売
シマノセールス株式会社	277百万円	100%	自転車部品販売、補修及び保管並びに釣具補修及び保管
Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.	US\$24,000千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売

(注) 当社の出資比率の()内は、間接出資割合の内書であります。

2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 262,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 86,530,000株 (自己株式64,521株を含む。)
 (3) 株 主 数 14,683名
 (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,126千株	12.87%
湊興産株式会社	7,936千株	9.18%
JP MORGAN CHASE BANK 380055	6,425千株	7.43%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,145千株	3.64%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,609千株	3.02%
株式会社スリーエス	2,171千株	2.51%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,870千株	2.16%
日本生命保険相互会社	1,801千株	2.08%
STICHTING PENSIOEN FONDS ZORG EN WELZIJN	1,590千株	1.84%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	1,549千株	1.79%

(注) 持株比率は自己株式 (64,521株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役 (社外取締役及び外国人取締役を除く。) に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみならずとの一層の価値共有を進めることを目的として、2023年3月29日開催の第116期定時株主総会の決議に基づき、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式を用いた譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。なお、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額8千万円以内とし、当社の普通株式について発行又は処分を受ける株式の総数は株式分割又は株式併合が行われた場合等を除き、年7,500株以内とします。

当事業年度中に当社取締役に交付した株式報酬の交付状況は、次のとおりです。

役員区分	株式数	交付対象者数
取 締 役 (社外取締役及び外国人取締役を除く)	1,676株	4人

3. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2025年12月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼 CEO	島野 容三 男性	取締役会議長	
代表取締役 社長	島野 泰三 男性		
代表取締役 副社長	豊嶋 敬 男性		
代表取締役 副社長	津崎 祥博 男性		
専務取締役	チア チン セン (Chia Chin Seng) 男性		Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 会長 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長
取締役	一條 和生 男性		International Institute for Management Development (国際経営開発研究所) 教授 ぴあ株式会社社外取締役
取締役	勝丸 充啓 男性		芝綜合法律事務所オブ・カウンセラー
取締役	榊原 定征 男性		一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長 関西電力株式会社社外取締役取締役会長 一般社団法人日本野球機構会長(代表理事)
取締役	和田 浩美 女性		パナソニックオートモーティブシステムズ株式会社非常勤顧問 株式会社HIROZ代表取締役 ティ・エス テック株式会社社外取締役 NTN株式会社社外取締役
取締役	江口 あつみ 女性		株式会社ニッスイ社外取締役 株式会社山善社外取締役
常勤監査役	樽谷 潔 男性		
常勤監査役	吉本 昌義 男性		
監査役	野末 佳奈子 女性		辻中法律事務所弁護士
監査役	橋本 敏彦 男性		橋本税理士事務所税理士 兵庫南農業協同組合員外監事 株式会社加古川産業会館監査役

- (注) 1. 取締役一條和生、勝丸充啓、榊原定征、和田浩美及び江口あつみの5氏は、会社法に定める社外取締役であります。
 2. 監査役野末佳奈子及び橋本敏彦の両氏は、会社法に定める社外監査役であります。
 3. 当社は社外取締役及び社外監査役全員を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役橋本敏彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社及び当社の子会社の役員・重要な使用人等の主要な業務執行者

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものとなります。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害又は被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担いたします。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の年額報酬については、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において決定いたします。

各取締役の年額報酬は、社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において取締役の報酬制度・水準が持続的な成長に向けたインセンティブとして機能しているかを検討することとし、取締役会が当委員会の答申内容を踏まえ、業績に関する適正な指標の設定を行うことをその裁量の範囲として報酬額決定の決議をいたします。

各監査役の年額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

社外取締役を除く取締役の報酬は月額報酬、賞与、株式報酬から構成しており（株式報酬については外国人取締役を除く）、月額報酬は役位ごとの役割や責任範囲に基づき、賞与は当社の成長性と収益性を向上させる意欲を高める目的で当連結会計年度の計画の売上高、営業利益を業績指標として設定し、その実績の達成度合い及び過年度に比した伸長度合いに基づいてそれぞれ支給することにしております。当連結会計年度における当初の計画の売上高は470,000百万円、営業利益は70,000百万円、当連結会計年度における実績の売上高は466,243百万円、営業利益は51,677百万円です。また、株式報酬は、中長期の業績を反映させる観点から、株主総会の決議により定められた株式報酬総額の最高限度額の範囲内において、当社が支給する金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで新株式の発行又は自己株式の処分を行う形で付与します。当該株式報酬は、報酬額決定の取締役会前営業日の株価を計算の基礎として役位に応じた一定の基準支給額に相当する数の当社株式を譲渡制限付で交付し、譲渡制限解除日を当社の取締役、執行役員のいずれの地位からも退任した日とするものです。報酬構成の割合は、標準的な業績の場合、おおよそ「固定報酬：業績連動報酬：株式報酬＝5割：4割：1割」となります。

また、業務執行に関わる取締役（外国人取締役を除く）は、中長期の業績を反映させる観点から月額報酬の一定額以上を拠出し、役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そ

のすべてを保有することとしております。

社外取締役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしております。

上記方針は、指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会において決議いたしました。

当連結会計年度の取締役の報酬に係る指名・報酬諮問委員会は、報酬決定の客観性・透明性を担保する観点から2回開催されました。当委員会の答申を受けて取締役会において取締役の報酬に係る決議を行いました。当該取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等については2025年3月27日開催の第118期定時株主総会（決議に係る取締役9名（うち社外取締役4名））において取締役の報酬総額を年額7億2千万円以内（うち社外取締役9千万円以内）とし、取締役の報酬額には使用人分給与及び賞与は含まない旨を決議しております。また、2023年3月29日開催の第116期定時株主総会（決議に係る取締役9名（うち社外取締役4名、外国人取締役1名））において、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、社外取締役及び外国人取締役を除く取締役の譲渡制限付株式報酬総額を年額8千万円以内（ただし、割り当てる譲渡制限付株式の総数は7,500株を上限とする）と決議しております。また、当社の監査役の報酬等については2011年3月30日開催の第104期定時株主総会（決議に係る監査役4名（うち社外監査役2名））において監査役の報酬総額を年額7千万円以内と決議しております。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	500 (66)	322 (66)	144 (-)	33 (-)	10 (5)
監査役 (うち社外監査役)	60 (15)	60 (15)	-	-	4 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬等として取締役に對して賞与を支給しております。
 2. 当社は、非金銭報酬として当社取締役（社外取締役及び外国人取締役を除く）に対し、株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、「2.当社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。
 3. 当事業年度を含む売上高及び営業利益(選定した業績指標)の推移は、「1.企業集団の現況に関する事項(3)財産及び損益の状況」に記載のとおりです。
 4. 上記取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額144百万円が含まれております。
 5. 使用人兼務取締役に對する使用人分給与及び賞与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役

ア. 重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	一條 和 生	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席しております。 当社の経営について、企業社会一般に基づいた長期展望や国際企業戦略の視点から議案審議等に専門性のある助言及び提言を行うなど、業務執行への監督機能を発揮しました。 期待される役割に関して、監査役との間で情報交換の場を持ち、情報の収集、監査役との連携を図っております。また、当社の指名・報酬諮問委員会の委員として同委員会に出席し取締役の指名・報酬に関し独立した客観的な立場で意見を述べております。
取締役	勝丸 充 啓	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席しております。 当社の経営について、コンプライアンス分野の専門家として、専門的かつ客観的な視点に基づき議案審議等に専門性のある助言及び提言を行うなど、業務執行への監督機能を発揮しました。 期待される役割に関して、監査役との間で情報交換の場を持ち、情報の収集、監査役との連携を図っております。また、当社の指名・報酬諮問委員会の委員として同委員会に出席し取締役の指名・報酬に関し独立した客観的な立場で意見を述べております。
取締役	榎 原定 征	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席しております。 当社の経営について、グローバル企業の経営者として培われた豊富な経験と高い見識に基づき客観的な視点から議案審議等に専門性のある助言及び提言を行うなど、業務執行への監督機能を発揮しました。 期待される役割に関して、監査役との間で情報交換の場を持ち、情報の収集、監査役との連携を図っております。
取締役	和田 浩 美	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席しております。 当社の経営について、IT・デジタル分野における技術開発者としての豊富な経験と高い見識に基づき客観的な視点から議案審議等に専門性のある助言及び提言を行うなど、業務執行への監督機能を発揮しました。 期待される役割に関して、監査役との間で情報交換の場を持ち、情報の収集、監査役との連携を図っております。また、当社の指名・報酬諮問委員会の委員として同委員会に出席し取締役の指名・報酬に関し独立した客観的な立場で意見を述べております。
取締役	江 口 あつみ	2025年3月に就任された後、当事業年度開催の取締役会には10回すべてに出席しております。 当社の経営について、研究開発・CSR分野における豊富な経験と高い見識に基づき客観的な視点から議案審議等に専門性のある助言及び提言を行うなど、業務執行への監督機能を発揮しました。 期待される役割に関して、監査役との間で情報交換の場を持ち、情報の収集、監査役との連携を図っております。

②監査役

ア. 重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
監査役	野末佳奈子	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席し、また、監査役会には14回すべてに出席しております。 主に弁護士としての専門的見地から発言を行うなど、経営への監督機能を十分に発揮しました。 三様監査報告会への出席をはじめとして会計監査人、内部監査部門やコンプライアンス部門と連携を図るとともに、社外取締役と情報交換の場を持つなどして協働関係を構築しております。また、取締役、執行役員及び部門長と定期的に会合を持ち情報収集を行っております。
監査役	橋本敏彦	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席し、また、監査役会には14回すべてに出席しております。 主に税理士としての専門的見地から発言を行うなど、経営への監督機能を十分に発揮しました。 三様監査報告会への出席をはじめとして会計監査人、内部監査部門やコンプライアンス部門と連携を図るとともに、社外取締役と情報交換の場を持つなどして協働関係を構築しております。また、取締役、執行役員及び部門長と定期的に会合を持ち情報収集を行っております。

- (注) 当社は、社外取締役 一條和生、勝丸充啓、榑原定征、和田浩美及び江口あつみの5氏並びに社外監査役 野末佳奈子及び橋本敏彦の両氏が在任中の2025年9月17日付で、公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法（現：中小受託取引適正化法）に基づく勧告を受けました。各社外取締役及び社外監査役は本事案が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。平素より法令遵守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該法令違反の事実判明後においては再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 清稜監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	45百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模等に適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外の重要な子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。
2. 本事業報告に挙げている金額には、消費税等は含んでおりません。
3. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当期末現在のものです。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	666,119	流 動 負 債	58,917
現 金 及 び 預 金	477,324	買 掛 金	16,774
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	38,460	リ ー ス 債 務	1,423
商 品 及 び 製 品	83,669	未 払 法 人 税 等	9,161
仕 掛 品	40,999	賞 与 引 当 金	3,479
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,328	役 員 賞 与 引 当 金	144
そ の 他	18,837	製 品 保 証 引 当 金	3,317
貸 倒 引 当 金	△501	そ の 他	24,616
固 定 資 産	272,130	固 定 負 債	9,830
有 形 固 定 資 産	201,141	リ ー ス 債 務	2,607
建 物 及 び 構 築 物	97,623	繰 延 税 金 負 債	2,449
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	31,587	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,473
土 地	15,815	製 品 保 証 引 当 金	2,555
リ ー ス 資 産	6,040	そ の 他	744
建 設 仮 勘 定	43,940	負 債 合 計	68,748
そ の 他	6,133	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	29,323	株 主 資 本	670,554
の れ ん	1,455	資 本 金	35,613
ソ フ ト ウ エ ア	18,091	資 本 剰 余 金	5,324
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	8,386	利 益 剰 余 金	630,717
そ の 他	1,389	自 己 株 式	△1,100
投 資 そ の 他 の 資 産	41,665	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	197,702
投 資 有 価 証 券	29,348	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,144
繰 延 税 金 資 産	4,618	為 替 換 算 調 整 勘 定	187,557
退 職 給 付 に 係 る 資 産	5,550	非 支 配 株 主 持 分	1,245
そ の 他	2,627	純 資 産 合 計	869,501
貸 倒 引 当 金	△478	負 債 純 資 産 合 計	938,250
資 産 合 計	938,250		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		466,243
売上原価		299,627
売上総利益		166,616
販売費及び一般管理費		114,938
営業利益		51,677
営業外収益		
受取利息及び配当金	17,849	
その他の	1,740	19,589
営業外費用		
支払利息	109	
その他の	24,127	24,237
経常利益		47,029
特別利益		
投資有価証券売却益	3,222	
無償点検関連引当金戻入額	6,284	9,507
特別損失		
工場建替関連費用	179	179
税金等調整前当期純利益		56,358
法人税、住民税及び事業税	19,151	
法人税等調整額	3,049	22,201
当期純利益		34,156
非支配株主に帰属する当期純利益		165
親会社株主に帰属する当期純利益		33,991

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	181,454	流 動 負 債	31,439
現 金 及 び 預 金	84,317	買 掛 金	10,612
受 取 手 形	611	未 払 金	5,697
売 掛 金	28,661	未 払 法 人 税	4,409
製 品	33,118	未 払 費 用	369
仕 掛 品	21,319	預 り 金	5,638
原 材 料	1,352	賞 与 引 当 金	423
貯 蔵 品	249	役 員 賞 与 引 当 金	144
未 収 入 金	2,258	製 品 保 証 引 当 金	2,939
そ の 他 金	9,568	そ の 他	1,204
貸 倒 引 当 金	△3	固 定 負 債	3,100
固 定 資 産	166,667	製 品 保 証 引 当 金	2,555
有 形 固 定 資 産	100,400	そ の 他	544
建 物	58,033		
構 築 物	2,438	負 債 合 計	34,539
機 械 及 び 装 置	6,821	(純 資 産 の 部)	
車 両 運 搬 具	94	株 主 資 本	303,349
工 具、器 具 及 び 備 品	2,811	資 本 金	35,613
土 地	9,884	資 本 剰 余 金	5,822
リ ー ス 資 産	71	資 本 準 備 金	5,822
建 設 仮 勘 定	20,245	利 益 剰 余 金	263,014
無 形 固 定 資 産	20,198	利 益 準 備 金	3,194
工 業 所 有 権	15	そ の 他 利 益 剰 余 金	259,820
ソ フ ト ウ エ ア	16,423	繰 越 利 益 剰 余 金	259,820
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	3,687	自 己 株 式	△1,100
そ の 他	73	評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,232
投 資 そ の 他 の 資 産	46,067	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,232
投 資 有 価 証 券	24,295		
関 係 会 社 株 式	13,884	純 資 産 合 計	313,582
出 資 金	29	負 債 純 資 産 合 計	348,121
長 期 前 払 費 用	959		
前 払 年 金 費 用	5,550		
繰 延 税 金 資 産	564		
そ の 他	1,227		
貸 倒 引 当 金	△442		
資 産 合 計	348,121		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		276,467
売 上 原 価		194,493
売 上 総 利 益		81,974
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		55,890
営 業 利 益		26,083
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	364	
受 取 配 当 金	107,426	
そ の 他	266	108,057
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	86	
そ の 他	2,026	2,113
経 常 利 益		132,027
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,222	
無 償 点 検 関 連 引 当 金 戻 入 額	6,284	9,507
特 別 損 失		
工 場 建 替 関 連 費 用	179	179
税 引 前 当 期 純 利 益		141,356
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,725	
法 人 税 等 調 整 額	2,788	11,514
当 期 純 利 益		129,841

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月5日

株式会社シマノ
取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人

大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 船 越 啓 仁
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 健 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シマノの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シマノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月5日

株式会社シマノ
取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人

大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 船 越 啓 仁
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 健 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シマノの2025年1月1日から2025年12月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、当社は2025年9月17日付で、公正取引委員会より下請代金支払遅延等防止法（現：中小受託取引適正化法）に基づく勧告を受けました。監査役会といたしましては、当社が是正及び再発防止の徹底に取り組んでいることを確認しております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月10日

株式会社シマノ 監査役会

常勤監査役 樽谷 潔 ㊟

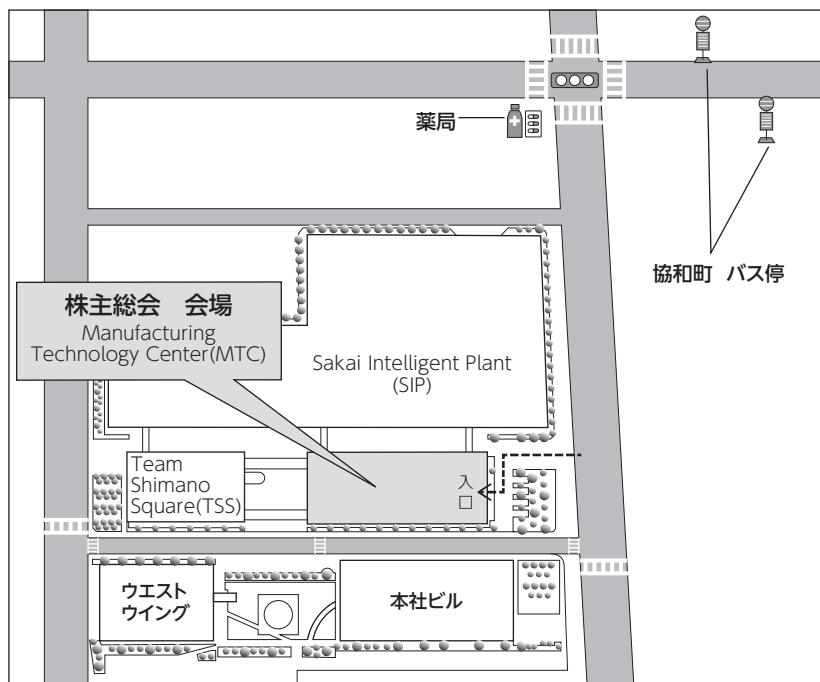
常勤監査役 吉本 昌義 ㊟

社外監査役 野末 佳奈子 ㊟

社外監査役 橋本 敏彦 ㊟

以上

株主総会会場周辺のご案内

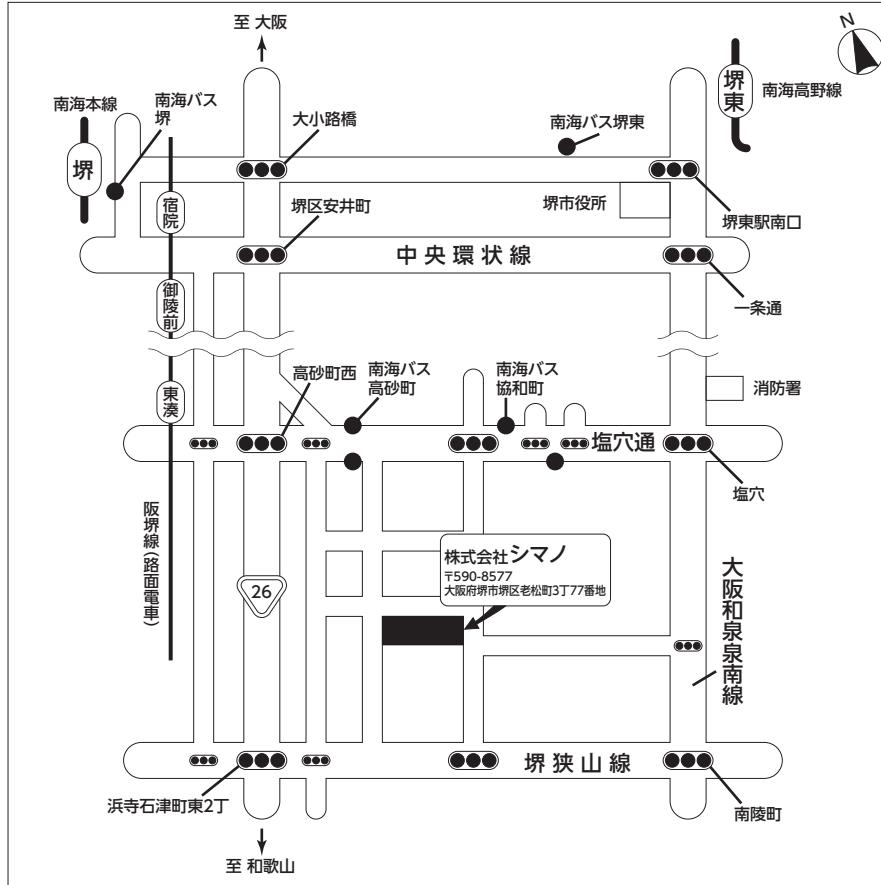


【交通のご案内】

- ・ 南海高野線「堺東駅」から
タクシー：約10分
バス：南海バス（南循環右回り堺駅前行き）「協和町」で下車、徒歩5分
- ・ 南海本線「堺駅」から
タクシー：約10分
バス：南海バス（南循環左回り堺駅南口行き）「協和町」で下車、徒歩5分
- ・ JR阪和線「堺市駅」から
タクシーで約20分
- ・ 地下鉄御堂筋線「なかもず駅」から
タクシーで約20分

※駐車場の用意はございません。お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内略図



株主総会会場周辺のご案内図及び交通のご案内は裏面をご覧ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。